

# 「徴収猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合には、「徴収猶予申請書」に「財産収支状況書」を添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」と「収支の明細書」を添付して提出する必要があります。

## 1 「徴収猶予を受けようとする期間及び金額」欄

- 未納となっている市税等を全て記載します。欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
- 「延滞金額」欄には、税額に未納がある場合、「要」と記載します。
- 「猶予申請額」欄には、「税額」の合計額から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を合計額として記載します。「現在納付可能資金額」は、おおむね 1 週間以内に市税等の納付に充てることができる金額です。このため、納期限が早い税目の「猶予申請額」欄には、税額からこの納付予定金額を差し引いた金額となります。
- ※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額 (①-②)」を差し引いた金額を合計額として記載します。
- ※ 猶予に該当する個別の事情があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額が、猶予の認められる限度額となります。なお、支出又は損失に対して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

## 《記載例》

(納付すべき市税等の合計額)	(現在納付可能資金額)	(納付を困難とする金額)
250,000 円	50,000 円	200,000 円 (①)
— =		
(治療費及び入院費)	(受領した保険金)	(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)
620,000 円	320,000 円	300,000 円 (②)
— =		
(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)	(納付を困難とする金額)	(猶予額)
300,000 円 (②)	200,000 円 (①)	200,000 円
> ⇒		

- ※ 「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額が徴収猶予申請額の合計額になります。

○ 「期間」欄には、開始日に申請書を提出する日、終了日に納付計画の最終回の納付日を記載します。

※ 納付すべき市税等の納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税等の納期限の翌日を開始日とします。また、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合には、申請書を提出した日にかかわらず、猶予に該当する個別の事情が生じた日とします。

## 2 「納付（納入）が困難である理由」欄

○ 猶予に該当する個別の事情があったことにより、納付が困難となっている理由を具体的に記載します。

### 《記載例》

個別事情	納付が困難である理由
災害等	令和〇年9月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。 復旧して営業を再開するまで10日間を要したため、その間の売上利益に相当する50万円が損失となり、納付が困難となった。
病気・負傷	令和〇年2月に交通事故に遭い、同月から令和〇年6月まで〇〇病院に入院し、その後も通院していた。 〇〇病院に治療費及び入院費として62万円を支払い、XX生命保険から保険金32万円を受領したが、差引で30万円の支出があったことにより、納付が困難となった。
事業の 休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、令和〇年1月から9月までの売上が前年同期比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和〇年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。 廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が支出又は損失となったため、納付が困難となった。
事業上の 著しい損失	令和〇年3月期は250万円の利益があったが、令和〇年6月から主要取引先である〇〇社からの受注が無くなったこと等から、令和〇年3月期は150万円の損失となってしまった。 令和〇年3月期の損失150万円のうち、令和〇年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が損失となり、納付が困難となった。
本来の期限から1年 以上経過した後に納 付すべき税額が確定 した場合	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、残額25万円については納付が困難である。

### 3 「担保提供」欄

○ 猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「有」に、担保を提供する必要がない場合には「無」に○印を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が 3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（担保として提供できる種類の財産がないなど）がある場合

### 4 「担保財産の詳細（種類、数量、価額及び所在）又は担保を提供できない特別の事情」欄

○ 担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。なお、上記①又は②に該当する場合には、記載する必要はありません。

#### 《記載例》

##### （不動産を担保として提供する場合）

種別：土地、地目：宅地、地積：120㎡

所有者：○○ ○○

所在地：○○市△△町×－×－×

##### （保証人の保証を担保として提供する場合）

保証人の氏名：○○ ○○

保証人の住所：○○市△△町×－×－×

##### （担保を提供することができない特別の事情がある場合）

担保として提供できる種類の財産を所有していないため

#### ※ 担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 市長が確実と認める社債その他の有価証券
- 3 土地
- 4 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 市長が確実と認める保証人の保証

## 5 「差押解除申請」欄

- すでに差押えを受けた財産があり、差押えを継続することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど、差押えの解除を希望する場合は「有」に、それ以外の場合は「無」に○印を付けます。

## 6 「納付（納入）計画」欄

- 計画策定根拠欄は、納付計画を策定する当たり、補足する事項がある場合に記載してください。